

## 県・市町村担当職員による防災対策研究会設置要綱

### 1 設置

鳥取県西部地震の教訓を踏まえ、市町村の防災体制を整備していくとともに、災害発生時には、県と市町村が円滑な連携のものと的確な初動体制が確保できるような防災対策を構築するため、かかる方策等の調査研究を目的として県・市町村担当職員による防災対策研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

### 2 研究内容

研究会は、次の事項について意見交換及び調査研究を行う。

- (1) 市町村の防災体制（体制、訓練、備蓄等）に関すること。
- (2) 災害発生時における県と市町村の連携に関すること。
- (3) その他防災対策に関すること。

### 3 組織

研究会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 鳥取県危機管理局副局長兼危機管理政策課長、鳥取県危機管理局危機対策・情報課長、鳥取県危機管理局原子力安全対策課長・鳥取県危機管理局消防防災課長
- (2) 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市の防災担当課長又は室長
- (3) 県下各郡（ただし、岩美郡と八頭郡を合わせた区域は一の郡として取り扱う。）より選出された町村の防災担当課長又は防災担当課長相当職

### 4 委員長

研究会に委員長を置く。

- (1) 委員長には、鳥取県危機管理局副局長兼危機管理政策課長をもって充てる。
- (2) 副委員長には、鳥取県危機管理局危機対策・情報課長をもって充てる。

### 5 会議

- (1) 研究会は委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長が不在の場合は、副委員長が職務を代行する。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

### 6 事務局

研究会の事務局は、鳥取県危機管理局危機管理政策課に置く。

### 7 その他

この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則	この要綱は、平成13年 4月24日より施行する。
附 則	この要綱は、平成16年12月10日より施行する。
附 則	この要綱は、平成18年 1月27日より施行する。
附 則	この要綱は、平成24年10月19日より施行する。
附 則	この要綱は、平成26年 6月24日から施行する。

## 県・市町村担当職員による防災対策研究会の一部改正

県・市町村担当職員による防災対策研究会（平成13年4月24日防災監通知）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 設置 略</p> <p>2 研究内容 略</p> <p>3 組織 研究会は、次の委員をもって組織する。 <u>（1）鳥取県危機管理局副局長兼危機管理政策課長、鳥取県危機管理局危機対策・情報課長、鳥取県危機管理局原子力安全対策課長、鳥取県危機管理局消防防災課長</u></p> <p>（2）略</p> <p><u>（3）町村の防災担当課長又は防災担当課長相当職</u></p> <p>4 委員長 <u>（1）委員長には、鳥取県危機管理局副局長兼危機管理政策課長をもって充てる。</u> <u>（2）副委員長には、鳥取県危機管理局危機対策・情報課長をもって充てる。</u></p> <p>5 会議 略</p> <p>6 事務局 略</p> <p>7 その他 略</p>	<p>1 設置 略</p> <p>2 研究内容 略</p> <p>3 組織 研究会は、次の委員をもって組織する。 <u>（1）鳥取県危機管理局長、鳥取県危機管理局危機管理政策課長、鳥取県危機管理局危機対策・情報課長、鳥取県危機管理局消防防災課長</u></p> <p>（2）略</p> <p>（3）町村の防災担当課長又は<u>参事</u></p> <p>4 委員長 （1）委員長には、<u>鳥取県危機管理局長</u>をあてる。 （2）副委員長には、<u>鳥取県危機管理局危機管理政策課長</u>をあてる。</p> <p>5 会議 略</p> <p>6 事務局 略</p> <p>7 その他 略</p>

### 附 則

この要綱は、平成26年6月24日から施行する。